

今回のテーマ：雇用調整助成金の特例措置が延長!?

Q. 2月28日まで雇用調整助成金の特例措置が伸びたと聞いてましたが、さらに伸びたと聞きました。実際は、どうなのでしょう？

A. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年2月28日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を行っていました。しかし今回、特例措置をさらに「緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末」まで延長するとしました。

現状は、東京などが3月7日まで緊急事態宣言が発令されていますから、「4月末」までは特例措置が延長されることが確定している、といえます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、今後も緊急事態宣言が延長して発令されるかもしれません。その際は、特例措置期間がさらに延長されることも考えられる状況です。

よく聞かれるのは、「支給限度日数」の取り扱いです。1年100日の支給限度日数を気にされる事業所が多いのですが、特例措置期間に休業した日数は、この100日にカウントしない、となっております。

「緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末」まで延長！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！